

令和7年度知立市児童クラブの利用案内（保存版）

～利用申請は継続してご利用の方も毎年必要です。内容をご確認の上、ご利用ください。～
※「利用申請書」は希望者のみ配布しております。原則電子申請をお願いします。

児童クラブは、児童の健全育成を図ることを目的として、保護者の就労等により昼間留守家庭となる児童を対象に、授業が終了した放課後に生活の場を提供しています。

利用要件

令和7年度に小学校に就学する1年生から6年生の原則各児童クラブに自分で通うことのできる児童で、保護者（父母）が下記のいずれかに該当し、昼間に留守家庭となる児童です。

- ① 昼間に就労している。 ※就労証明書が必要です。保護者の求職中、産休中（入院期間を除く）、育休中の場合は利用できません。
- ② 出産等の理由により入院している。（入院期間に限ります。）
- ③ 疾病等又は精神、身体に障がいがある。
- ④ 同居の親族を常時看護等している。
- ⑤ 震災等の災害からの復旧に当たっている。 ※②③④は診断書が必要です。

開所時間

- 通常日（学校のある日） ……下校時～午後7時00分
○学校休業日の期間、土曜日及び学校代休日 ……午前7時30分～午後7時00分
上記時間内で、留守家庭となる時間が利用できる時間となります。
※休所日は、日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）です。

利用区分と費用

利用区分（通年利用・学校休業日の期間中に限り利用）により、利用日と費用が異なります。
費用は、利用開始登録月から発生します。費用の日割り計算はありません。

利 用 区 分				
通年利用		学校休業日の期間中に限り利用 前期（4月～9月）・後期（10月～翌年3月）		
利用日	年間を通じての利用	学校休業日の期間（春休み・夏休み・冬休み）、 土曜日、学校代休日、 短縮授業日（下記①～③以外の短縮日は利用できません） ①4月の始業式から給食開始前日まで ②冬休み終了後の給食開始前日まで ③3月の給食終了後から修了式の日まで		
費用 児童1人につき	月額	半期ごと	前期	後期
	育成料 5,000円	育成料	10,000円	5,000円
納付方法	口座振替	口座振替		
振替日	毎月末日（12月は25日）	前期：4月末日 後期：10月末日		

- ① 利用決定期間中は、利用日数にかかわらず上記費用がかかります。
- ② 振替日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日が振替日になります。
随時申込の場合は、利用開始月末日が振替日となります。
- ③ 通年利用の児童が2人以上いる場合に、多子軽減制度（申請不要）があります。
多子軽減制度…同一世帯において、通年利用の費用のかかる児童が2人以上いる場合に、最年長児童以外の児童の育成料を1/2にする制度
- ④ 育成料が未納の場合は、利用できません。
- ⑤ 児童クラブの通年利用と、放課後子ども教室の併用はできません。
※学校休業日の期間中に限り利用の方は、上記①～③以外の短縮授業日や、放課後子ども教室未実施日は利用できません。新1年生は、例年、給食開始が4月下旬、放課後子ども教室の開始が5月中旬からです。支障がある場合、4～5月は「通年利用」での申請をご検討ください。なお、放課後子ども教室の利用を申し込まれた方は、「学校休業日の期間中に限り利用」に利用区分変更が必要です。

⑥年度途中で利用区分を変更する場合、変更月より変更後の利用区分の費用がかかります。

例) 4月は通年利用で登録、4月末までに5月からの利用区分を学校休業日の期間中に限り利用に変更した場合 4月 通年利用の育成料(月額5,000円)が4月末日口座振替
5月 前期の育成料(前期10,000円)が5月末日口座振替

利用申請前にご確認をお願いします

児童クラブの利用日について

児童クラブを利用できる日は、①～③のすべてに該当する日です。

- ① 保護者が利用要件に該当する日(就労を理由としている場合、就労日のみ)
- ② 利用区分による利用日に該当する日
- ③ 保護者が就労等により留守家庭となる日

※保護者のどちらかがお休みの日(就労日以外)は利用できません。

利用時間(利用決定後に各児童クラブで確認)は、開所時間内の留守家庭となる時間です。

児童クラブの生活について

●クラブでの過ごし方

学校から帰る時間に合わせて、遊びや学習を行って過ごします。学習は自主学習です。学校の宿題を行うよう声かけをしますが、職員の指導はありません。宿題の確認はご家庭でお願いします。学校休業日は自主学習での学習時間(午前9時から10時まで)があります。

●児童の送迎

児童の送迎は、原則保護者の責任において行ってください。保護者の仕事が終わる次第、速やかにお迎えをお願いします。開所時間外の利用が発生した場合は、利用を中止していただくことがあります。また、保護者以外のお迎えについては、事前に申し出が必要になります。両親・18歳以上の兄弟・祖父母以外の方が送迎する場合(塾によるお迎えやファミリーサポートセンターを利用する場合など)は、利用決定後に利用する児童クラブへ誓約書を提出してください。

なお、児童クラブから子どもが一人で習いごとに通うことはできません。習いごとは、お迎え後に通うようにしてください。

●終日利用する日の昼食

土曜日、学校休業日などの昼食(お弁当・水筒)は各自持参となります。

児童クラブでの宅配弁当の手配や受け取りはできません。

●間食(おやつ)

学校休業日の期間に限り、間食の時間を設けます。おやつは、各家庭からの持ち込みで、必要な方のみご用意いただきます。

●飲料水

クラブ内での水分補給のため、各家庭で飲料水等をご用意ください。飲料水等を忘れたり、飲み切ってしまった場合は、児童クラブよりペットボトルの水を提供しますが、後日同等のものを返却いただきます。

●利用中の病気やケガ

保護者へ連絡をしますのですみやかに迎えにきてください。児童クラブにて病院受診の必要があると判断した場合は、保護者へ連絡後に受診します。

●施設・備品等の破損

施設・備品等を故意に破損した場合は、弁償をしていただきます。なお、各種保険の加入は任意になります。強制ではありませんが、他人にケガをさせた場合や、他人の物を壊してしまった場合の損害賠償などを補償内容に含む何らかの保険に加入していただくことをお願いします。

その他

●欠席の連絡・土曜日利用の連絡

欠席するとき(学校を早退した日も含む)は、児童クラブへご連絡ください。土曜日の利用は職員配置のため、利用する週の月曜日から水曜日まで、その都度児童クラブへ利用の申し出が必要です。

●感染症(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等)になった場合

感染症にかかったことが判明した際は、児童クラブに連絡が必要です。感染症にかかった場合や、学級閉鎖の場合は、児童クラブの利用はできません。なお、感染拡大防止のため、児童クラブを臨時休業することがあります。

●利用前の個別の相談

アレルギー対応など個別の確認事項や相談などありましたら、申込予定の児童クラブへご連絡ください。

利用申請

利用申請は、毎年度必要です。令和7年度の利用期間は、年度末(令和8年3月31日)までです。
年度途中からの利用希望の方や知立市内の小学校に転校予定の方も申し込みできます。

原則、ご自宅から便利な電子申請での手続きをお願いします。

電子申請のURLは、下記の期間から知立市ホームページで公開します。

記入の仕方が分からない方や、電子申請環境がない方は、書類受付を行います



1 利用申請書公開・配布 令和6年11月5日(火)～

★知立市ホームページで利用案内、電子申請のURL、申請書を公開します。

こちらの QR コードを読み取ると、直接該当ページにアクセスできます。

2 申込受付期間

電子申請 : 令和6年11月11日(月)～令和6年12月13日(金)

市役所子ども課 : 令和6年12月2日(月)～令和6年12月27日(金)

各児童クラブ・児童センター : 令和6年12月2日(月)～令和6年12月14日(土)

3 申請書配布および受付場所・時間

○ 市役所子ども課 午前8時30分～午後5時 00 分(土・日曜日、祝日を除く。)

○ 各児童クラブ(下表参照)

クラブ名の下【】内は小学校名

クラブ名	場 所 (電話番号)	配布・申込受付時間		定員
		月～金	期間中の土曜日	
昭和児童クラブ 【知立東小学校】	昭和児童センター (81-1380)	10:00～18:30	10:00～17:30	65 人
南児童クラブ 【知立南小学校】	南児童センター (83-0385)	10:00～18:30	10:00～17:30	90 人
ハツ田児童クラブ 【ハツ田小学校】	ハツ田児童クラブ (82-6668)	13:30～18:30	昭和児童センターへ 10:00～17:30	65 人
猿渡児童クラブ 【猿渡小学校】	猿渡児童クラブ (82-2339)	13:30～18:30	※11月中土曜は 西児童クラブへ 10:00～15:00	65 人
西児童クラブ 【知立西小学校】	西児童クラブ (82-3395)	13:30～18:30	※12月中土曜は 猿渡児童クラブへ 10:00～15:00	105 人
花山児童クラブ 【知立小学校】	花山児童クラブ (090-7955-3328)	13:30～18:30	花山児童センターへ (82-5554) 10:00～17:30	80 人
来迎寺児童クラブ 【来迎寺小学校】	来迎寺児童クラブ (090-5601-7227)	13:30～18:30	来迎寺児童センターへ (82-5614) 10:00～17:30	80 人

※急な行事等による受付時間の変更がある場合は、知立市ホームページでお知らせします。

4 申込みに必要な書類 ※原則電子申請をお願いします

①から③を全て揃えて申請してください。不足や不備がある場合は受付できません。

電子申請の場合、①は申請画面で入力しますので、②、③を準備の上、申請してください。

① 児童クラブ利用申請書(紙申請の方のみ※必要な方は申し出てください、申請時に記入もできます)
兄弟姉妹で利用希望の場合は、利用児童 1 人ずつの申請書を提出してください。

② 就労証明書または診断書(※証明日・証明者による証明事項が記入されたもの)

利用要件①の場合は就労証明書を提出してください。

利用要件②～④の場合は診断書を提出してください。

※申請日から3か月以内の証明日に限り有効です。

③ 知立市税等口座振替依頼書の依頼者用控え(※金融機関の受領印のあること)

令和7年度に初めて児童クラブを利用する人、以前登録した金融機関から変更のある人のみ提出してください。事前に金融機関で口座振替依頼書を提出していただき、受付時に依頼者用(控)のコピーを添付していただくか、窓口で提示してください。口座振替依頼書は申請書配布場所以外に、市内の取り扱い金融機関にもあります。

お取り扱い金融機関(※下記以外の金融機関ではお取り扱いしておりません。)

三菱UFJ銀行、名古屋銀行、豊田信用金庫、愛知県中央信用組合、三十三銀行、中京銀行(※)
碧海信用金庫、あいち中央農業協同組合、愛知銀行(※)、岡崎信用金庫、西尾信用金庫、ゆうちょ銀行

※中京銀行・愛知銀行は令和7年1月に合併が予定されています。当銀行にて新規に口座振替を希望される方は、銀行窓口にて依頼書提出の際に、「令和7年4月からの口座振替」であることを伝え、手続きしてください。

5 申請書の記入要領等

申請書類はボールペンでご記入ください。えんぴつ・消えるボールペン(フリクション等)を使用したものは返却します。また就労証明書・診断書の証明日や証明者の情報(診断書は証明印が必要)のないものは受付できません。

●「就労証明書」について(記載事項については就労証明書裏面をご確認ください。)

- ・外勤の方は勤務先で証明を受けてください。勤務状況等は勤務先に確認する場合があります。
- ・自営業の方は、就労証明書に必要事項を記入し、就労状況を確認できる書類(確定申告書の写しなど収入・取引状況のわかる資料)を添付してください。(開業後すぐの場合は開業届のコピーを添付)
- ・農業従事者は耕作証明書(市役所経済課にて交付)を提出してください。

●診断書について(疾病等による利用の場合に限る。)

診断書の期日に合わせ、その都度再提出が必要になります。利用要件③の場合は、疾病や障がいにより、児童の家庭での保育が困難である旨が記載された診断書をご提出ください。

●利用申請から利用までの流れ

利用申請提出後、子ども課で申込書類の確認・審査を行い、審査結果を申請者に通知(3月上旬予定)します。審査結果と併せて、利用が決定した場合は、利用前に児童クラブへ提出していただく書類(緊急連絡先など)をお送りします。お送りした書類を児童クラブへ提出していただく際に、利用時間の確認等を行います。

申請書等に虚偽の内容があった場合、利用要件に該当しなくなった場合、長期にわたり無断欠席が続いた場合、他の児童へ危害を加える等児童クラブの適正な運営に著しい支障がある場合等は、利用を中止していただきます。

申込受付期間後の令和7年度分利用申込について

令和6年度内の随時申込受付はありません。令和7年4月1日より、令和7年5月以降の利用受付を、電子申請及び市役所子ども課で行います。申込に必要な書類を揃えて申請してください。

利用人数によっては、希望の利用開始日から利用できない場合があります。特に、夏休みは利用者が増加し、一斉申込で定員に達した場合は夏休みの利用申込受付をおこなわない可能性があります。できるだけ、夏休みをご利用の方は一斉申込で申請をお願いいたします。

●利用開始希望日が5月以降の利用受付(ただし夏休み期間除く)

利用開始を希望する月の前月10日までに利用申込をしてください。

●利用開始希望日が夏休み期間の利用受付(実施しない可能性があります)

6月20日までに利用申込をしてください。期日を過ぎると受付できません。8月利用開始希望の場合、期日が短くなりますので、特にご注意ください。

※市役所の閉庁日(土曜日・日曜日・祝日)は受付できませんので、前日までに申込みしてください。

その他の手続きについて

該当する場合、各児童クラブ及び市役所子ども課で申請書類の配布、受付を行います。また電子申請も可能です(減免申請は令和6年12月2日より、その他の手続きは令和7年1月6日より申請可能)。

また、児童クラブでも電子届出システムロゴフォームを用いて、スマートフォンで簡単に届出ができます。

●費用の減免(申請必要)

児童クラブの育成料の減免制度があります。対象世帯は、生活保護世帯、市民税非課税の母子・父子世帯、就学援助の対象とされた世帯です。減免対象世帯に該当し、育成料の減免を希望される場合は、申請をしてください。減免対象となる世帯に該当する場合でも、申請がなければ減免は適用されません。

※就学援助の支給申請中の方も減免申請書を提出できます。(就学援助審査後に減免審査します。)

※申請書提出の翌月以降の育成料について、減免の審査をします。利用開始月からの免除を希望される場合は、利用開始月の前月末までに減免申請書をご提出ください。

●利用申請の取り下げ(利用開始希望日前月末までに申請必要)

利用申請提出後に児童クラブの利用の必要がなくなった場合は、「児童クラブ利用辞退届」の提出が必要です。辞退届の提出がない場合は、利用決定された期間中の費用を徴収します。

●利用区分の変更(前月末日までに申請が必要)

利用決定期間中の利用区分の変更を希望する場合は、変更希望月の前月末日までに「児童クラブ利用区分変更申請書」を提出してください。

●利用を中止・休止する場合(前月末日までに申請が必要です)

一定期間利用しない場合は、必ず利用しない月の前月末日までに「児童クラブ利用休止・中止届」を児童クラブまたは市役所子ども課へ提出してください。休止の届は月ごとに提出が必要です。

「児童クラブ利用休止・中止届」が提出されない限り、利用がなくても、利用期間中の費用がかかります。月の途中で利用を中止または休止される場合も、利用する日の属する月の費用は徴収させていただきます。利用区分が、「学校休業日の期間中に限り利用」においては、前期または後期の期間途中で中止される場合も半期分の育成料は徴収させていただきます。日割り・月割りによる返金はありません。

●利用申込内容から就労先等変更がある場合(届出が必要です)

保護者の就労先や就労時間に変更した場合や保護者の連絡先に変更した場合は、必ず児童クラブまでお申し出ください。必要な提出書類のご案内をします。

問合せ先

知立市役所 子ども課 児童家庭係
〒472-8666 愛知県知立市広見三丁目1番地
TEL:0566-95-0120 FAX:0566-83-1141
Mail:kodomo@city.chiryu.lg.jp